

を求めた。表 28 に示すように、回答のあった 148 事例中、多い順に、「コミュニケーションの代替としての性的表現」54 例 (35.1%)、「強い受動性・依存」53 例 (35.8%)、「侵入的言動」43 例 (29.1%)、「暴力を伴う威嚇・攻撃」、「誰の眼にも明かな性的アピール」と続いていた。

施設種別での比較（表 29）では、1 位～3 位までの項目（代替としての性的表現、強い受動性・依存、侵入的言動）は同じだが、「自己志向的」や「暴力を伴う威嚇・攻撃」は児童養護施設の方が約 2～3 倍と多く、「何らかの刺激をきっかけに不穏状態に陥る」は情短施設が約 2 倍弱多いという結果であった。

③性的問題行動の出現（表 30、31）

性的問題行動の出現状況については、回答のあったうち、最も多かったのは「入所初期から出現、継続」の 66 例 (39.3%) で、次いで「思春期になり出現・増大」の 31 例 (18.3%)、「一定落ち着いた経過の後、思春期までに出現」の 26 例 (15.4%) であった。

性的問題行動の出現と性別の間では、男子が「一定落ち着いていた経過の後、思春期までに出現」、「思春期になり出現・増大」と回答した事例数の割合が高い。女子では「入所初期から出現、継続」、「その他」と回答した事例数の割合が高くなっていた。

ただし、その詳細は、今年度分析していく、継続した分析が必要である。

9 性的問題行動以外の問題の有無

①対応上困った性的問題以外の問題行動の有無（表 32）

回答のあったうち、「有」が 151 例

(91.0%)、「無」が 15 例 (9.0%) であった。なお、「無回答」の 3 例は除いている。

この場合、両施設ともに同様な結果である。

②対応上困った性的問題行動以外の問題の内容（表 33）

対応上困った児童の性的問題行動以外の問題の特性に関する回答のあったうち、最も多かったのは「衝動的」の 66 例 (43.7%)、次いで「攻撃的」の 63 例 (41.7%)、「集中困難」の 46 例 (30.5%) であった。またそのうち「衝動的」1 項目に関して、情緒障害児短期治療施設において有意差 ($p < .05$) が認められた。

ついで性的問題以外の問題と性別の間では、次の 5 項目に関して有意差が認められた（表 34）。

男子：「衝動的」($p < .001$)

「攻撃的」($p < .01$)

女子：「自傷傾向」($p < .001$)

「心身症状」($p < .01$)

「睡眠困難」($p < .05$)

10 最も対応に苦慮した上記問題行動についての施設での対応状況と転帰

1) 関わり後、対応に苦慮した課題

①関わり後、対応に苦慮した課題

回答のあった 164 事例のうち、最も多かったのは「性の問題で他児とトラブル」が 94 例 (57.3%) で、次いで「対人関係上の問題」の 88 例 (53.7%)、「情緒的問題」の 87 例 (53.0%) であった。

②施設種別（表 35）

施設種別で見ると、児童養護施設では「性の問題で他児とトラブル」94 例 (57.3%)、「対人関係上の問題」88 例 (53.7%) と多く、「情緒的問題」、「子ども自身の性化行動

への対処」とつづいている。また情緒障害児短期治療施設では、「情緒的問題: 60.4%」と最も多く、ついで「対人関係上の問題」、「子ども自身の性化行動への対処」、「性の問題で他児とトラブル」がそれぞれ 50% 強であった。

施設種別毎のクロス集計の結果、以下の 3 項目に関して有意差が認められた。

情緒障害児短期治療施設: 「暴言」、「日常生活・ルールの逸脱」、「情緒的問題」

③性別とのクロス集計（表 36）

性別とのクロス集計の結果、以下の 3 項目に関して有意差が認められた。

男子: 「性の問題で他児とトラブル」

「激しいあるいは繰り返す暴力」

女子: 「性非行」

2) かかわりの状況（表 37）

かかわりに関する回答のあった 165 例のうち、最も多かったのは「心理治療」の 86 例 (52.1%) で、次いで「継続面接」の 85 例 (51.1%)、「施設でのかかわり強化」の 79 例 (47.9%) であった。かかわりと施設種別の間では、以下の 4 項目に関して有意差が認められた。

情緒障害児短期治療施設: 「心理治療」、

「継続面接」、「性教育」、「その他」

3) かかわりに苦慮した課題のうち、最も中心的な問題の転帰（表 38）

最も中心的な転帰に関する回答のあったうち、最も多かったのは「軽減」の 77 例 (45.6%) で、次いで「消失」の 35 例 (20.7%)、「変化なし」の 29 例 (17.2%) であった。施設種別で見していくと、「消失」と「軽減」は情緒障害児短期治療施設に多く、「変化なし」は児童養護施設に多い結果となっていた。この部分は、ケアと対応の実態を知るために重要な部分であるが、その詳細は今回は分析できていない。ケア・ガイドライン作成のために必要な詳細については、聞き取り調査による再調査の必要がある。

4) 措置の継続

措置の継続と施設種別の関連を見ると、児童養護施設が「措置の継続」と回答した事例数の割合が高い。情緒障害児短期治療施設では「措置変更(児童自立支援施設)」、「児童養護施設」、「一時保護所の利用」、「家庭引き取り」との回答がみられた。

この内容についても、次年度に継続して調査していく必要があると考えられた項目である。

表 20 児童の特性（知的障害）

		有	疑	無	不明	合計
児童養護施設	事例数	21	8	45	1	75
	%	28.0%	10.7%	60.0%	1.3%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	16	9	59	6	90
	%	17.8%	10.0%	65.6%	6.7%	100.0%
合計	事例数	37	17	104	7	165
	%	22.4%	10.3%	63.0%	4.2%	100.0%

表 21 児童の特性【発達障害】×施設種別

	有	疑	無	不明	合計
児童養護施設	事例数 %	7 10.4%	4 6.0%	45 67.2%	11 16.4%
					67 100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	22 26.2%	14 16.7%	41 48.8%	7 8.3%
					84 100.0%
合計	事例数 %	29 19.2%	18 11.9%	86 57.0%	18 11.9%
					151 100.0%

**

表 22 児童の特性【発達障害】×性別

	有	疑	無	不明	合計
男	事例数 %	26 42.6%	8 13.1%	18 29.5%	9 14.8%
					61 100.0%
女	事例数 %	3 3.5%	10 11.6%	64 74.4%	9 10.5%
					86 100.0%
合計	事例数 %	29 19.7%	18 12.2%	82 55.8%	18 12.2%
					147 100.0%

表 23 児童の特性（発達障害）×第二次性徵

	有	無	不明	合計
児童養護施設	事例数 %	43 58.9%	28 38.4%	2 2.7%
				73 100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	66 73.3%	22 24.4%	2 2.2%
				90 100.0%
合計	事例数 %	109 66.9%	50 30.7%	4 2.5%
				163 100.0%

表 24 児童の特性【対人的共感性の問題】×施設種別

	有	気になる	無	合計
児童養護施設	事例数 %	12 18.5%	37 56.9%	16 24.6%
				65 100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	35 42.7%	26 31.7%	21 25.6%
				82 100.0%
合計	事例数 %	47 32.0%	63 42.9%	37 25.2%
				147 100.0%

**

表 25 児童の特性【対人的共感性の問題】×性別

	有	気になる	無	合計
男	事例数 %	27 43.5%	26 41.9%	9 14.5%
				62 100.0%
女	事例数 %	19 23.5%	36 44.4%	26 32.1%
				81 100.0%
合計	事例数 %	46 32.2%	62 43.4%	35 24.5%
				143 100.0%

*

表 26 対応上困った児童の性的問題行動×施設種別

		有	無	合計
児童養護施設	事例数	68	7	75
	%	90.7%	9.3%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	80	13	93
	%	86.0%	14.0%	100.0%
合計	事例数	148	20	168
	%	88.1%	11.9%	100.0%

表 27 対応上困った児童の性的問題行動の有無×性別

	有	無	合計
男	事例数	65	3
	%	95.6%	4.4%
女	事例数	80	16
	%	83.3%	16.7%
合計	事例数	145	19
	%	88.4%	11.6%

*

表 28 対応上困った性的問題行動

	事例数	n=148	%
自己志向的	19	12.8	
コミュニケーションの代替としての性的表現	54	36.5	
侵入的言動	43	29.1	
強い受動性・依存	53	35.8	
誰の目にも明らかな性的アピール	32	21.6	
暴力を伴う威嚇・攻撃	34	23.0	
當時敵対的	12	8.1	
強い執着を伴う性的関心	25	16.9	
何らかの性的刺激をきっかけに不穏状態に陥る	22	14.9	
持続的	27	18.2	
性に関わることを強く回避・忌避する	9	6.1	

表 29 対応上困った性的問題行動の特性×施設種別

	自己志向的	コミュニケーションの代替としての性的表現	侵入的言動	強い受動性・依存	誰の目にも明らかな性的アピール	暴力を伴う威嚇・攻撃
児童養護施設	事例数	13	22	19	27	13
	%	19.1%	32.4%	27.9%	39.7%	19.1%
情緒障害児短期治療施設	事例数	8	32	24	26	19
	%	7.5%	40.0%	30.0%	32.5%	23.5%
合計	事例数	19	54	43	53	32
	%	12.8%	36.5%	29.1%	35.8%	21.6%
	當時敵対的	強い執着を伴う性的関心	何らかの性的刺激をきっかけに不穏状態に陥る	持続的	性に関わることを強く回避・忌避する	
児童養護施設	事例数	6	10	7	15	3
	%	8.8%	14.7%	10.3%	22.1%	4.4%
情緒障害児短期治療施設	事例数	8	15	15	12	6
	%	7.5%	18.8%	18.8%	15.0%	7.5%
合計	事例数	12	25	22	27	9
	%	8.1%	16.9%	14.9%	18.2%	6.1%

表 30 性的問題行動の出現状況

		入所初期から出現、継続		一定落ち着いていた経過の後、思春期までに出現		思春期になり出現・増大		その他		不明		合計
児童養護施設	事例数	27		11		10	9	18	75			
	%	36.0%		14.7%		13.3%	12.0%	24.0%	100.0%			
情緒障害児短期治療施設	事例数	39		15		21	7	11	93			
	%	41.9%		16.1%		22.6%	7.5%	11.8%	100.0%			
合計	事例数	66		26		31	16	29	168			
	%	39.3%		15.5%		18.5%	9.5%	17.3%	100.0%			

表 31 性的問題行動の出現状況×性別

		入所初期から出現、継続		一定落ち着いていた経過の後、思春期までに出現		思春期になり出現・増大		その他		不明		合計
男	事例数	22			17		15		4		10	68
	%	32.4%			25.0%		22.1%		5.9%		14.7%	100.0%
女	事例数	41			9		16		11		19	96
	%	42.7%			9.4%		16.7%		11.5%		19.8%	100.0%
合計	事例数	63			26		31		15		29	164
	%	38.4%			15.9%		18.9%		9.1%		17.7%	100.0%

*

表 32 性的問題行動以外の問題

		有		無		合計	
児童養護施設	事例数	65		9		74	
	%	87.8%		12.2%		100.0%	
情緒障害児短期治療施設	事例数	86		6		92	
	%	93.5%		6.5%		100.0%	
合計	事例数	151		15		166	
	%	91.0%		9.0%		100.0%	

表 33 性的問題以外の問題×施設種別

		支配的	従属的	攻撃的	衝動的	パニック	おびえや不安	集中困難	心身症状	睡眠困難	自傷傾向	その他
児童養護施設	事例数	21	23	29	21	15	10	22	11	7	11	11
	%	32.3%	35.4%	44.6%	32.3%	23.1%	15.4%	33.8%	16.9%	10.8%	16.9%	16.9%
情緒障害児短期治療施設	事例数	17	20	34	45	19	19	24	16	8	15	14
	%	19.8%	23.3%	39.5%	52.3%	22.1%	22.1%	27.9%	16.6%	9.3%	17.4%	16.3%
合計	事例数	38	43	63	66	34	29	46	27	15	26	25
	%	25.2%	28.5%	41.7%	43.7%	22.5%	19.2%	30.5%	17.9%	9.9%	17.2%	16.6%
危険率		NS	NS	NS	*	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS

表 34 性的問題以外の問題×性別

		支配的	従属的	攻撃的	衝動的	パニック	おびえや不安	集中困難	心身症状	睡眠困難	自傷傾向	その他
男	事例数	16	14	35	43	13	9	25	5	2	3	8
	%	24.6%	21.5%	53.8%	66.2%	20.0%	13.8%	38.5%	7.7%	3.1%	4.6%	12.3%
女	事例数	21	29	27	21	21	20	21	22	13	23	16
	%	25.3%	34.9%	32.5%	25.3%	25.3%	24.1%	25.3%	26.5%	15.7%	27.7%	19.3%
合計	事例数	37	43	62	64	34	29	46	27	15	26	24
	%	25.0%	29.1%	41.9%	43.2%	23.0%	19.8%	31.1%	18.2%	10.1%	17.6%	16.2%
危険率		NS	NS	**	***	NS	NS	NS	**	*	***	NS

表35 関わり後、対応に苦慮した課題×施設種別

	その子ども自身の性化行動への対処	性の問題で他児とトラブル	性非行	激しいやくぎり返す暴力	暴言	日常生活・ルールの逸脱	情緒的問題	対人関係上の問題	身体的問題	その他	不明
児童養護施設	事例数 %	30 41.1%	46 65.8%	5 6.8%	13 17.8%	10 13.7%	8 11.0%	32 43.8%	39 53.4%	4 5.5%	12 18.4%
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	47 51.6%	46 50.5%	13 14.2%	24 28.4%	27 29.7%	44 48.4%	55 60.4%	49 53.8%	4 4.4%	8 8.8%
合計	事例数 %	77 47.0%	94 57.3%	18 11.0%	37 22.8%	37 22.6%	52 31.7%	87 53.0%	88 53.7%	8 4.9%	20 12.2%
危険率		NS	NS	NS	*	***	*	NS	NS	NS	NS

表36 関わり後、対応に苦慮した課題×性別

	その子ども自身の性化行動への対処	性の問題で他児とトラブル	性非行	激しいやくぎり返す暴力	暴言	日常生活・ルールの逸脱	情緒的問題	対人関係上の問題	身体的問題	その他	不明
男	事例数 %	33 49.3%	50 74.6%	1 1.5%	22 32.8%	18 26.9%	24 35.8%	41 61.2%	32 47.8%	1 1.5%	8 11.9%
女	事例数 %	43 48.2%	42 45.2%	15 16.1%	14 15.1%	18 19.4%	25 26.9%	44 47.3%	54 58.1%	7 7.5%	11 11.8%
合計	事例数 %	76 47.5%	92 57.5%	16 10.0%	36 22.5%	36 22.5%	49 30.6%	85 53.1%	86 53.8%	8 5.0%	19 11.9%
危険率		NS	***	**	**	NS	NS	NS	NS	NS	NS

表37 かかわり×施設種別

	心理治療	継続面接	施設でのかかわりの強化	医療機関の治療の関与	性教育	その他	不明
児童養護施設	事例数 %	21 29.2%	22 30.6%	33 45.8%	3 4.2%	5 6.9%	0 0%
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	65 69.9%	63 67.7%	46 49.5%	10 10.8%	33 35.5%	5 5.4%
合計	事例数 %	86 52.1%	85 51.5%	79 47.9%	13 7.9%	38 23.0%	5 3.0%
危険率		***	***	NS	NS	***	*

表38 最も中心的な問題の転帰

	消失	軽減	変化なし	増強	不明	合計
児童養護施設	事例数 %	12 16.4%	30 41.1%	16 21.9%	7 9.6%	8 11.0% 73
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	23 25.6%	47 52.2%	13 14.4%	4 4.4%	3 3.3% 90
合計	事例数 %	35 21.5%	77 47.2%	29 17.8%	11 6.7%	11 6.7% 163

表39 措置の継続×施設種別

	措置の継続	措置変更 (児童自立支援施設)	児童養護施設	一時保護所の利用	家庭引き取り	その他	不明	合計
児童養護施設	事例数 %	70 97.2%	2 2.8%	.0%	0%	0%	0%	72 100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数 %	50 54.3%	4 4.3%	10 10.9%	1 1.1%	20 21.7%	3 3.3%	4 4.3% 92 100.0%
合計	事例数 %	120 73.2%	6 3.7%	10 6.1%	1 6%	20 12.2%	3 1.8%	4 2.4% 164 100.0%

D. 考察

1 19年度の先行研究との比較から

1) 今回の調査で再度確認されたこと

①児童養護施設においては、入所後性的虐待が発覚する事例が少なくない。

19年度の調査においては、児童養護施設においては入所後に性的虐待が発覚した事例が約43%あったが、今回の調査で性的虐待の被害時期と判明時期をみるとことにより明らかになった。

すなわち、児童養護施設では性的虐待被害が判明した事例のうち、入所後に判明した事例が62.3%と多かった。

②児童養護施設においては、入所中に新たに性的虐待被害を受ける事例が一定数いる。

上記入所後判明した62.3%の中身は、入所前被害が入所後に判明した事例が約半数あり、残りは入所後の被害が判明したケースであった。このように他の理由で施設に入所した後に、外泊中に新たに性的虐待を受けることがあることは先行研究でも指摘されていることであるが、再度確認された結果となった。その場合、入所後に判明したきっかけは、子どもからの開示や子どもの示す性的言動への支援過程の中で明らかになるなどであった。

これらから、特に児童養護施設においては、入所後に性的虐待が発覚した場合の対応と支援について、ガイドラインに盛り込む必要があることが明らかになった。

③施設入所中に性的虐待以外の性暴力被害をうけることがある。

施設に入所中に、子ども同士の性的トラブルが一定の割合であることが先行研究で明らかになっており、今回の調査においても、そのことは明らかになった。すなわち、

児童養護施設では約39%が、情緒障害児短期治療施設では約33%が性暴力被害を受けた経験があった。その場合、入所後に被害のあった子どもも一定数含まれており、児童養護施設において多いという結果であった。本研究の対象となった施設は、問題や課題に前向きに向き合っている施設であることから、この結果が導き出されたと考えられた。

この問題に関しては、杉山らは施設内でおきる子ども同士の性暴力被害・加害に関する介入的支援について報告しているところである。

2) 今回の調査で明らかになったこと

①子どもの性的問題行動は、性的虐待被害やそれ以外の性暴力被害がなくても起りうる。

表40は、性的被虐待歴の有無と性的問題行動（sexual behavior problem）の有無との関連を見ている。19年度調査から、施設で対応困難な問題は性的問題行動が多かったことからその実態把握をするために、今回の調査対象に加え、両者の関連をみた。

「性的被虐待歴有でSBP有」事例は、66例中51例（77.3%）であるが、一方、「性的被虐待歴無でSBP有」の事例は127例中40例（31.5%）であった。この場合、性的虐待疑いでも性的虐待が判明していない事例も含まれることや入所前に虐待歴無でも入所後判明した事例が一定あることから、必ずしも性的被虐待歴とSBPとの関連を正確に示す数字ではない。

そのような限界のある数字ではあるが、このことは先行研究で指摘されているように、性的虐待を受けた子どもは性に関わる

問題が有ることが多いが無い事例もあること、また SBP の子どもは必ずしも性的被虐待歴や性暴力被害歴が有るのではないことを示している。

また、今回の対象児童では、発達障害や知的障害を持つケースも少なからずおり、その場合、SBP を呈していることも少なくなかった（注：このことは発達障害や知的障害という特性をもった子どもが SBP を呈しやすいということを示しているのではなく、むしろそのような課題を持つ子どもが治療のために措置されている状況を反映

している）。

ここで重要なことは、性的被虐待児やそれ以外の虐待的環境で育ってきた子どもの場合、SBP の影響をうけやすい傾向があり、性暴力被害が転じて加害になりうることもあるということである。したがって、SBP のおこりにくい予防的環境について考え、もし起きた場合には早急にその事態を把握し対応すること（この場合も子どもからの聞き取りスキルの方法論や個と集団へのケア、危機管理の問題を含むが）が重要になってくる。

表 40 性的被虐待歴×性的問題行動

		SBP 有	SBP 無	合計
性的虐待有	事例数	51	15	66
	%	77.3%	22.7%	100.0%
性的虐待無	事例数	40	2	42
	%	95.2%	4.8%	100.0%
性的虐待疑い	事例数	38	3	39
	%	92.3%	7.7%	100.0%
合計	事例数	127	20	147
	%	86.4%	13.6%	100.0%

②対応上困った問題

性的問題行動の内容について、19 年度より詳細に把握し、その内容についての施設種別での検討や、出現の経過について検討した。出現の経緯については、入所初期から出現・一定落ち着いた経過の後思春期に出現・思春期に増大の 3 群に分けて整理したが、それらの詳細に関しては、統計的処理のみで把握することは難しい内容も含んでいた。

また、性的問題行動以外の問題について、施設種別・性別での検討をおこない、両施設に共通する問題と独自の問題があり、性別による差があることも把握された。

さらに、上記の中でもっとも苦慮した問

題とその転帰について整理した。「問題が消失・軽減・変化無し・悪化」に分けて回答を求め、「消失・軽減」が一定数あることが明らかになった。その場合、改善傾向は情緒障害児短期治療施設において多く認められた。

これらのこととは、ケア・ガイドライン策定には重要な内容であるが、その詳細については、次年度において更なる分析と、施設への聞き取り調査が必要と考えられた。

③ケア・支援

今回の調査で、表 37 に示すように、両施設で行われている支援状況がより把握された。その場合、情緒障害児短期治療施設においては、心理療法、継続面接、性教育

などの点で、児童養護施設に比し、よりインテンシブに取り組まれている状況が把握されており、改善傾向も高いという結果であった。このことは、施設種別における役割が反映されている結果ともとれるが、実際、児童相談所が情緒障害児短期治療施設への措置を決める時に一定の治療的效果を期待して措置していることや、発達障害を持つ子どもも一定措置されていることを考えると、改善傾向の意味はより深いものとなる。一方、児童養護施設への措置が望ましいと判断される子どももいることや医療機関との連携が必要な子どももいることから、支援は、両施設のみならず支援ネットワークの中で考えられることが重要であると考えられた。

2 本研究の対象となった子どもの支援に関する

1) 児童養護施設と情緒障害児短期治療施設の課題と役割ー

今回は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設において「性的虐待を受けた子ども及び性的問題行動を呈する児童」を抽出してアンケート調査を行ったが、前述したように入所前に性的被虐待歴のある子どもは、児童養護施設および情緒障害児短期治療施設とともに約50%弱であったが、児童養護施設では入所前に性的虐待疑い事例が多いという結果であった。また性的虐待の被害時期と判明時期についても、情緒障害児短期治療施設ではほとんどが入所前に被害を受けており、被害判明も入所前が多いという結果であった。

これについては、児童相談所が既に性的虐待が判明している子どもに関してトラウ

マ治療等の必要性があるケースについては、医師・心理士・看護師という専門職種を有する情緒障害児短期治療施設に入所させることが適切であると判断していると推察される。実際に情緒障害児短期治療施設においては、上述したように心理治療（個別心理療法の他、集団療法等様々な取り組みを行っている）、継続面接、性教育等、質や量とともに実施している状況がある。これに関しては、「子どもの心の治療」に対する専門職種の配置だけではなく、子どもの生活支援に携わる児童指導員等の配置が子ども5人につき1人と児童養護施設の配置数（子ども6人につき1人）を上回ることも大きい。しかし、この情緒障害児短期治療施設も平成21年3月現在において全国で32か所の設置数に留まっている現状にある。全国に約560の児童養護施設の約17分の1という設置数では性的虐待という子どもにとって最も危険な事態を十分に収拾できるとは思えない。現状においては、数多くの児童養護施設の専門性を高めることが急務であろうが、一方では児童養護施設の職員配置基準の見直しも求められる。才村ら(2002)の調査では、経験年数が36か月以下の職員が児童養護施設の43.2%を占めており、児童養護施設職員の離職率の高さを示すものである。培われた専門性の知識や技術が引き継ぎにくい状況であることも忘れてはならない。

こうした状況もあるものの、特に児童養護施設においては、入所後に性的虐待が発覚するケースが多いため、その対応と支援について、ガイドラインに盛り込む必要があることが明らかになった。具体的には、発覚時の施設の子どもへの対応（聞き取り

とその後のケア)、保護者への対応、児童相談所との連携、子どものアセスメントなどである。このことは研究分担者らの平成19年度の調査でも明らかになっており、その必要性を指摘した点である。

具体には施設入所後に判明した子どもに関するモデルケースを先進的な取り組みをしている児童養護施設や情緒障害児短期治療施設に求めることになる。今回は基礎調査でもあったので、次年度はさらに深めることになるが、一定どこの児童養護施設においても実施可能な方法の提供を視野に入れての取り組みが大切であると考えている。

2) 性的虐待以外の性暴力被害等も踏まえて

本研究の結果からは、児童養護施設では約39%が、情緒障害児短期治療施設では約33%が性暴力被害を受けた経験があった。その場合、入所後に被害のあった子どもも一定数含まれており、児童養護施設において多いという結果であった。

このことは性的虐待が生じた家庭の問題性が根深く子ども達の行動に影響していると考えられる。子ども達には、家族の愛情と性的行為の混同や家族の暴力行為による「被支配的な関係」の学習があって、そうした長年の学習は施設に入所しても容易には変化せず⁶、他児童との関係のなかで繰り返し行われたと推察する。支配され続けてきた子ども達も立場を変えれば人を支配することも生じて、まさしく子ども同士の「支配・被支配」が施設内で展開することになる。しかしながら、本来、子どもの安心・安全を確保すべき児童福祉施設においては、

子ども同士の「支配・被支配」の関係から生じる性暴力被害を確実に防止する手立てを持たなければならない。

本調査研究の対象とした情緒障害児短期治療施設も上記した専門職員が多数いるのにも関わらず、平成12年(2000年)に被虐待児童が50%を超えて、その2~3年後に性暴力も伴う暴力が施設に多発し、いわゆる「施設マヒ」や「施設崩壊」を経験した施設が数多くあった。本調査研究においても、性的問題以外の問題として「衝動的」(男性)($p < .001$)、「攻撃的」(男性)($p < .01$)、「自傷傾向」(女性)($p < .001$)、「心身症状」(女性)($p < .01$)、「睡眠困難」(女性)($p < .05$)という「暴力」に関連する問題と「情緒」に関連する問題が高かった。性暴力問題も含めて、こうした諸問題に取り組むのは容易ではない。情緒障害児短期治療施設では、最も中心の問題の消失(25.6%)、軽減(52.2%)率も高いが、それは各施設において支援や治療のパラダイムチェンジを行い、例えば、暴力防止プログラム「セカンドステップ」や非暴力的危機介入法、認知行動療法プログラム等の導入を図ったからでもある(先進的な児童養護施設でも行っている)。また、本研究の対象となった児童養護施設においても、子ども達の支援に関して前向きに向き合っている施設であるので、支援効果が高かったと推察する。

しかし、全国の中で幾つかの児童養護施設では子ども達の被虐待から生じる問題行動に懲戒権を逸脱する体罰を行い社会的问题に発展している。被虐待児童の入所が増加し、激しい行動化が生じることに対して職員が振り回され、何とかしたいという職

員の気持ちが空回りした結果、体罰が生じたと考えるが、そういう事態は是非とも避けたいものである。

こうした状況も考えて、初年度の基礎的な研究から発展して、①児童養護施設・情緒障害児短期治療施設の安全・安心の生活基盤のあり方、②生活支援・心理支援（療法）のあり方、③学校や関係諸機関及び施設周辺の地域に対する連携、④家族へのソーシャルワークや心理支援（療法）、について具体的に検討して、どの児童養護施設や情緒障害児短期治療施設でも活用できるケア・ガイドラインの策定を目指す必要がある。

3 対象となった子どもの背景

1) 性的虐待以外の虐待歴

今回調査対象になった児童養護施設および情緒障害児短期治療施設の両方の子どもとともに約60%～40%、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待の並存が見られた。性的虐待を受けた子ども達は、質・量ともに被虐待体験を受けており、その心身のダメージは深刻である。特に暴力に関して支配的な家庭環境からの歪んだ学習があり、性的問題行動を施設において再現する可能性が高いのは上記した通りである。また、ネグレクトの環境で育った子ども達もたくさんおり、性的な刺激物に触れる機会が多く、こうしたボーダレスの環境からの影響から健全な社会性が育っておらず、施設において日常的に性的問題行動を起こす可能性も高いと推察される。

2) 発達障害・知的障害

発達障害ありか疑いの子ども達は、児童養護施設では16.4%、情緒障害児短期治療

施設で約43%であった（男子の比率が高かった）。知的障害ありか疑いの子どもは、児童養護施設では約3割、情緒障害児短期治療施設で約4割弱であった。

情緒障害児短期治療施設は、近年では社会のニードもあり、発達障害（AD/HD〔注意欠陥多動障害〕やアスペルガー症候群等）の治療や支援を担っている。従って入所する子ども達も増加している。また、被虐待児童もこうした発達障害児童と近似した状態像（対人的な共感能力の課題や衝動性や多動性、攻撃性等の課題）を呈する。特に発達障害に近似する被虐待児童は不適切な家庭的要因から歪んだ生活態度が固着しており、その変容には時間が必要となる。従って、児童養護施設・情緒障害児短期治療施設においても生活全般を通じての支援が必要となる。生活スタイルの是正に関する再養育支援を基盤にして、学校教育や心理支援に関しても子どもに障害があるなら綿密にアセスメントを行い、子どもに沿った支援を検討するべきである。

今回の調査研究においても、こうした発達障害（知的障害も含む）を有する、あるいはその疑いのある子ども達（虐待に関する近似した状態像を示す子ども達を含む）が施設内において性的問題行動を呈することが明らかとなった。

課題は、上記した生活支援・心理支援（療法）・学校教育（特別支援教育）である。これについても具体的にケア・ガイドラインに盛り込むことを視野にいれる方向性を考えている。その場合、先進的な取り組みをしている特別支援学校等の取り組みも参考になると推察される。

E. 結論

今年度の事例調査を中心とする基礎的研究から導かれた分析の結果から、児童養護施設・情緒障害児短期治療施設の両班において討論を行い、数回の討論を経て、以下の結論が得られた。

1 施設入所後に性的虐待が発覚した場合の対応とケア

明らかに性的虐待を受けたと判明した子どもについては、児童相談所もその抱えた問題から治療が必要と考えれば、情緒障害児短期治療施設に入所させると思われるが、全国的にその設置数も少ない。従って設置数も多い児童養護施設に入所させる子どもが多い。また、実際において性的虐待を受けたとされる判明は難しく児童養護施設入所後に判明するケースが多い。当該の児童養護施設において、どのような聞き取りやケアをしたらよいかという点は重要な課題である。先進的な児童養護施設や情緒障害児短期治療施設において取り組んでいる対応策、また児童相談所やその他の社会福祉施設等での適切な対応策を検討して、最善の方法論を導きたい。

2 施設内不適応の子どもの問題行動への対応とケアに関する継続した分析と調査

上記の考察で述べたように、①主として困った問題の転帰の内容、②性的虐待を受けた子ども達の性的問題行動の特性とその対応状況、③性的問題行動の出現状況と経過、④性的問題行動以外の問題（暴力や衝動性など）、についての対応に関する分析や調査が必要である。その際、統計的処理の

難しさもあることから、聞き取り調査を含めた再調査の必要があると考えられた。

これについては、性的虐待を受けた子ども達は、他の虐待も重複的に受けていることが今回の調査結果においても明らかにされた。従って、性的虐待問題以外の虐待問題についても注目して、特に不適切な家庭内での学習やその波及効果についても検討する。安全・安心できる施設環境のあり方やそこでの生活支援や心理支援、また医療や保健的支援、学校や地域支援のあり方にについても包括的に検討して、具体的なケア・ガイドラインを作成したい。

また、今回の基礎的研究においては、発達障害（知的障害を含む）を抱えている子ども達か、もしくは虐待要件によって発達障害様の症状を抱えている子ども達が多いことも認識されたが、そういう子ども達にどのような支援や治療が必要かについて、具体的な検討を行い、ケア・ガイドラインに生かしていくたい。

児童養護施設・情緒障害児短期治療施設等、性的虐待を受けた子ども達の児童福祉施設のケア・ガイドライン作成に向けて、上記内容を確実にしていくための具体的な活動としては、再調査および、先進的に活動している施設への聞き取り調査、さらに研究班内での問題の共通理解のための相互研修が必要であると考える。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

研究成果に関する一覧表に一括掲載

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

該当なし

参考文献

- 1) 岡本正子・八木修司編著(2008)「性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究 平成19年度 こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業報告書」
- 2) 木村秀(2009)「こども虐待の現状と支援 児童養護施設 トラウマのケアのための養育環境」『発達』No117.Vol30 ミネルヴァ書房、pp16～pp23
- 3) 才村純(2002)「児童福祉施設における被虐待児の実態等に関する調査研究」平成14年度厚生労働省科学研究報告書、pp9～pp10
- 4) 滝川一廣・新保幸男・生島博之・四方燿子(2001)「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する調査研究」
- 5) 滝川一廣他(2007)「児童虐待における援助目標と援助の評価に関する研究 被虐待児の施設家における攻撃性・暴力性の問題とその対応」子どもの虹情報研修センター
- 6) 八木修司(2009)「こども虐待の現状と支援 情緒障害児短期治療施設 心理治療と生活支援による回復」『発達』No117.Vol30 ミネルヴァ書房、pp24～pp31
- 7) 杉山登志郎・西澤哲也(2008)「児童養護施設における性虐待対応マニュアル」

【添付資料①】調査票

性的虐待を受けた子ども 及び 性的問題行動を示す子どもについての調査票

施設種別		1.児童養護施設		2.情緒障害児短期治療施設						
現在の年齢区分		1.就学前	2.小学1年～3年	3.小学4年～6年	4.中学	5.中卒以上	性別	男 女		
虐待歴 の有無	1.身体的虐待	有	無	疑い	性的虐待の 被害時期と 判明時期	被 害 判 明	入 所 (前・後) 入 所 (前・後)	虐待以外の 性暴力被害の 被害時期と判 明時期	被 害 判 明	入 所 (前・後) 入 所 (前・後)
	2.性的虐待	有	無	疑い						
	3.ネグレクト	有	無	疑い						
	4.心理的虐待	有	無	疑い						
入所時の 家族状況	続柄	年齢	職業/所属		備考	調査時点での入所時の家族状況に変化があれば記載してください 虐待者(疑いを含む)には○印				

事例の概要

児童の特性	知的障害(有 疑 無 不明) 発達障害(有 疑 無 不明)(内容: 第二次性徴(有 無 不明) 対人の共感性の問題(有 気になる 無))	
対応上困った児童の性的問題行動(主なもの4項目まで)	有無	特性 ①自己志向的 ②コミュニケーションの代替としての性的表現 ③侵入的言動 ④強い受動性・依存 ⑤誰の目にも明らかな性的アピール ⑥暴力を伴う威嚇・攻撃 ⑦常時敵対的 ⑧強い執着を伴う性的関心 ⑨何らかの性的刺激をきっかけに不穏状態 に陥る ⑩持続的 ⑪性に関わることを強く回避・忌避する
性的問題以外の問題行動(重複あり)	有無	特性 ①支配的 ②従属的 ③攻撃的 ④衝動的 ⑤パニック ⑥おびえや不安 ⑦集中困難 ⑧心身症状 ⑨睡眠困難 ⑩自傷傾向 ⑪その他
性的問題行動の対象(重複あり)	1.子ども単独 2.同性の子どもし 3.異性の子どもし 4.複数の子どもを対象に(同性・異性・両方) 5.施設以外の外部の子どもを含む(同性・異性・両方) 6.成人を対象に(同性・異性・両方)	

具体的な問題行動の内容と経過

最も対応に苦慮した上記問題行動についての、施設での対応状況と転帰(消失・軽減・変化なし・増強)

ご協力ありがとうございました。

【調査票の記入にあたって】

1 本調査票の対象となる『性的虐待を受けた子ども 及び 性的問題行動を示す子ども』とは以下の①及び②の子どもとします。貴施設において、調査対象となる子どもも1人1人について調査票の記入をお願いします。

(注:主たる対象は現在入所中の子どもですが、退所した子どもも印象深い子どもも含みます)

①性的虐待を受けた子ども:児童虐待の防止等に関する法律に規定された、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)及び保護者に準ずる同居人から、性的虐待(児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること)を受けた子ども、さらに同居あるいは同居に準ずる子どものきょうだいからの性的侵害行為も含む。

例)・子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆。

・性器を触る又は触らせるなどの性的暴力。

・性器や性交を見せる。

・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

②性的問題行動を示す子ども:下記10に示すような性的問題行動を示す子ども

2 『施設種別』は、該当する施設に○をつけてください。

3 『現在の年齢区分』は、調査時点での退所している子どもについては退所時点、入所している子どもについては調査時点の年齢について、年齢区分に○をつけてください。

4 『性別』は、当該子どもの性別に○をつけてください。

5 『虐待歴の有無』は、当該子どもが保護者から受けた虐待について、4つの虐待それぞれに「有・無・疑い」のうち該当する項目に○をつけてください。

6 『性的虐待の被害時期と判明時期』は、当該子どもが保護者から性的虐待を受けた時期と、性的虐待を受けたことが判明した時期について、施設入所の「前・後」のうち該当する項目に○をつけてください。また、『(保護者からの)虐待以外の性暴力被害の被害時期と判明時期』についても、同様してください。

7 『入所時の家族状況』は、当該子どもから見た家族それぞれの続柄、年齢、職業もしくは所属(学校等)を記入ください。備考欄には、調査時点で、入所時の家族状況に変化があれば具体的に記入いただき、また、虐待者(疑いを含む)に○で印をつけてください。

8 『事例の概要』は、入所理由、施設での支援経過、性的虐待や性的暴力被害の内容等を簡単に記入ください。

9 『児童の特性』は、『知的障害』、『発達障害』、『第二次性徴』、『対人の共感性の問題』についてそれぞれ該当する項目に○をつけてください。また、『発達障害』について「有」「疑い」の場合は内容を記入ください。

10 『対応上困った児童の性的問題行動(症状や行動等)』について、各項目が示す具体的な症状や行動等を以下のとおり示しますので、参考にしてください。

① 自己志向的：自慰行為など、性的問題行動の対象が他者ではなく、自己に向かう行動が見られる。

② コミュニケーションの代替としての性的表現：他者との適切なコミュニケーションをとる方法を育ちの中で獲得していない為、他の児童や職員等とのコミュニケーションをとる方法として、性的な言動を用いる。例：他者のプライベートゾーンへのタッチ、性的な言葉を等等。

③ 侵入的言動(支配)：他の児童等のプライベートな空間に立ち入ったり、身体に過度に接触したりするなど、侵入的な関わりをする。あるいは性的な行動を強要する。その際、楽しいとか、同等の立場でのやりとりにはなっていない。

④ 強い受動性・依存：異性や同性に関わらず、他人が自分のプライベートな空間に立ち入ることや、身体に接触することを抵抗なく受け入れている。または、他者の言動に左右され、自分の気持ちを優先できない。

⑤ 誰の目にも明らかな性的アピール：年齢にそぐわない、明らかに異性に対して性的に誘うようなしぐさや表情をして自己をアピールする

⑥ 暴力を伴う威嚇・攻撃：殴る、蹴るなどの暴力を伴って、威嚇したり、実際に攻撃している

⑦ 常時敵対的：常に敵対的な言動がみられる

⑧ 強い執着を伴う性的関心：性的なことがらにこだわりが強く、強迫的とも見える関心を示している

⑨ 何らかの性的刺激をきっかけに不穏状態に陥る：性的な刺激をきっかけに情緒・行動統制がきかなくなる

⑩ 持続的：性的問題行動が一過性のものではなく継続しており、注意しても止めることができない

⑪ 性に関わることを強く回避・忌避する：性に関する話や異性との接触を極端に避けている

11 『具体的な問題行動の内容と経過』は、当該子どもの問題行動について年齢とともに記入ください。

12 『最も対応に苦慮した上記問題行動についての、施設での対応状況と転帰(消失・軽減・変化無し・増強)』は、子どもの年齢、その時期の問題行動の内容、具体的な対応とその結果について記入ください。

【添付資料②】調査票の入力項目

【入所時の家族状況】

- ◆家族形態…1. 実父母家庭 2. 実父・継母家庭 3. 継父・実母家庭 4. 父子家庭
5. 母子家庭 6. その他

◆虐待者

○性的虐待…

- 1. 実父 2. 継父(養父、継父、内縁男性を含む) 3. きょうだい(男) 4. 親族(祖父 叔父等) 5. その他男
11. 実母 12. 継母(養母、継母、内縁女性を含む) 13. きょうだい(女) 14. 親族(祖母 伯母等) 15. その他女
20. 不明 21. 虐待者なし

○それ以外の虐待

- 1. 実父 2. 継父(養父、継父、内縁男性を含む) 3. きょうだい(男) 4. 親族(祖父 叔父等) 5. その他男
11. 実母 12. 継母(養母、継母、内縁女性を含む) 13. きょうだい(女) 14. 親族(祖母 伯母等) 15. その他女
20. 不明 21. 虐待者なし

【事例の概要】

- ◆入所期間…1年未満 2. 1~2年 3. 3~5年 4. 6年以上 5. 不明

- ◆入所理由…1. 性的虐待による保護 2. 他の虐待による保護 3. 虐待以外の養護性(養育困難等)
4. 子どもの問題行動 5. 措置変更 6. その他 7. 不明

- ◆きょうだいの入所…1. あり 2. なし 3. 不明

- ◆保護者の同意…1. 法28条承認 2. 同意入所 3. 不明

- ◆入所時の子どもの問題行動の有無…1. あり 2. なし 3. 不明

- ◆ありの場合…1. 非行 2. 情緒的問題 3. その他

- ◆現在の施設入所までの入所歴…1. 過去にあり 2. 別施設から現施設に措置変更 3. なし 4. 不明

- ◆保護者のかかわり状況…1. 特に問題なし 2. 子どもに混乱・不安を与える 3. 拒否・関与なし 4. 不明
(性的虐待の場合は非加害親)

- ◆性的問題行動の出現…1. 入所初期から出現、継続 2. 一定落ち着いていた経過の後、思春期までに出現
3. 思春期になり出現・増大 4. その他 5. 不明

- ◆問題行動後の対応…1. 施設で対応中 2. 措置変更 3. 家庭引取り 4. その他 5. 不明

【最も苦慮した問題行動についての対応状況と転帰】

◆関わり後、対応に苦慮した課題(複数回答可)…

- 1. その子ども自身の性化行動への対処 2. 性の問題で他児との関係でトラブル(加害 被害共に)
3. 性非行(無外を伴うような異性交遊、援助交際等) 4. 激しいor繰り返す暴力 5. 暴言
6. 日常生活・ルールの逸脱 7. 情緒的問題(極端な気分の変動、衝動統制、自己表出の問題等)
8. 対人関係上の問題(愛着の問題、他児との関係、等) 9. 身体的問題 10. その他 11. 不明

- ◆背景…1. 性的虐待による影響 2. 親子の愛着関係の問題 3. その他

- ◆かかわり…1. 心理治療(施設心理 児相心理 他機関通院) 2. 継続面接(施設職員 児相職員
その他) 3. 施設でのかかわりの強化 4. 医療機関の治療的関与(科)

5. 性教育 6. その他 7. 不明

★1.2の継続された期間()

◆最も中心的な問題の転帰…1. 消失 2. 軽減 3. 変化なし 4. 増強 5. 不明

◆措置の継続…1. 措置の継続 2. 措置変更(児童自立支援施設) 3. 措置変更(情緒障害児施設)

4. 児童養護施設 5. 一時保護所の利用(施設に戻る) 6. 家庭引取り

7. その他() 8. 不明

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍							
著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社 名	出版地	出版年	ページ
庄司順一		庄司順一	保育の周辺：子どもの発達と心理と環境をめぐる30章	明石書店	東京	2008	
庄司順一	アタッチメント研究前史	庄司順一 奥山真紀子 久保田まり	アタッチメント：子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって	明石書店	東京	2008	11-41
庄司順一	わが国における社会的養護とアタッチメント理論	庄司順一 奥山真紀子 久保田まり	アタッチメント：子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって	明石書店	東京	2008	92-121
庄司順一 (監訳)		マシュー・コルトン マーガレット・ウイリアムズ	世界のフォースターケア	明石書店	東京	2008	
庄司順一	社会的養護のもとに育つ子どもたち（巻頭特集）	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども資料年鑑2009	KTC中央出版	東京	2008	17-26
庄司順一	小児の精神保健	高野 陽 柳川 洋 加藤忠明	改訂6版母子保健マニュアル	南山堂	東京	2008	177-186
岡本正子	子ども虐待の通告と介入	本間博彰 小野善郎	子ども虐待と関連する精神障害	中山書店	東京	2008	250-261
岡本正子 (編著)	子ども虐待をとらえる 基本的視点	岡本正子 二井仁美 森 実	教員のための子ども虐待理解と対応	生活書院	東京	2009	11-51

山本恒雄	児童相談所からみた教育と福祉の連携	岡本正子 二井仁美 森 実	教員のための子ども虐待理解と対応	生活書院	東京	2009	74-99
山本恒雄	子ども虐待の現状と対応課題	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども資料年鑑 2009	KTC 中央出版	東京	2009	26-27
山本恒雄	子どもと家庭の福祉	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども資料年鑑 2009	KTC 中央出版	東京	2009	189
山本恒雄	非行児童、情緒障害児のための福祉サービス		社会福祉学習双書 2009 児童家庭福祉論	全社協	東京	2009	84-91

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
柳澤正義	子ども虐待をめぐって	小児科臨床	61(11)	2190-2193	2008
柳澤正義	授乳・離乳の支援ガイドーその目指すところ	周産期医学	38(10)	1303-1307	2008
柳澤正義	子育て支援対策	小児科診療	71(11)	1953-1956	2008
柳澤正義	成育医療の展望	総合臨牀	57(7)	1995-1996	2008
庄司順一	子どもに対する母親の紛	子ども虐待とネグレクト	10(3)	315-321	2008
庄司順一	親族里親制度とは	里親と子ども	3	101-107	2008
庄司順一	わが国の里親制度の現状と課題	教育と医学	56(7)	672-679	2008
庄司順一	児童虐待の現状とその防止等のための課題	犯罪と非行	156	144-166	2008
山本恒雄	学校における児童虐待の対応 保健室と養護教諭のために	あゆみ	54	40-42	2009